

青市保第 号
令和 5 年 1 月 日

青梅市国民健康保険運営協議会
会長 桑 田 一 様

青梅市長 浜 中 啓 一

出産育児一時金について（諮問）

青梅市国民健康保険事業の出産育児一時金の支給額について、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 4 条第 3 項、第 11 条第 2 項および第 3 項の規定にもとづき、貴会の意見を求めます。

以 上

青梅市国民健康保険条例の一部を改正する条例要綱

1 改正の理由

健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）の一部改正を踏まえ、
出産育児一時金の額を引き上げようとするものである。

2 改正の内容

出産育児一時金の額を 42 万円から 50 万円に引き上げる。【第 4
条関係】

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

改正後の規定の適用関係について、必要な経過措置を置く。

資料 1-3

事務連絡
令和4年12月26日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

出産育児一時金等の支給額の引上げに伴う関係政令等の改正内容について

出産育児一時金については、社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」（令和4年12月15日）において、「出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされました。

これに基づき、今後、厚生労働省においては、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号。以下「健保令」という。）等の一部を改正するとともに、国民健康保険条例参考例（以下「国保条例参考例」という。）及び国民健康保険組合規約例（以下「国保組合規約例」という。）の一部を改正する予定ですが、あらかじめ、その改正の趣旨及び内容について、下記のとおりお知らせしますので、貴管下保険者及び関係団体等への周知等につき、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、この事務連絡については、厚生労働省保険局保険課と協議済みである旨を申し添えます。

記

第1 改正の趣旨

今回の改正は、出産育児一時金等の支給額を引き上げるものであること。

第2 改正の内容

1 健保令の改正関係

出産育児一時金の支給について、健康保険法（大正11年法律第70号）第101条の政令で定める金額として健保令第36条に規定する「40.8万円」を「48.8万円」とすること。

2 国保条例参考例及び国保組合格約例の改正関係

1を踏まえ、出産育児一時金の支給について、国保条例参考例第8条第1項及び国保組合格約例第11条第1項に規定する「40.8万円（何円）」を「48.8万円（何円）」とすること。

※ これにより、産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金の支給額は、50万円となる。

第3 施行期日

令和5年4月1日とすること。

【補足】 令和5年度の出産育児一時金引上げに伴う予算措置について

令和5年度政府予算案（12月23日閣議決定）では、令和5年度の出産育児一時金の引上げについて、以下の予算措置を盛り込んでいます。

- ① 市町村国保：引上げ分（8万円）の3分の2を地方交付税措置で手当することに加えて、令和5年度は、1件当たり5千円を追加で補助する。
- ② 国保組合：引上げ分（8万円）の4分の1相当を補助することに加えて、令和5年度は、一般被保険者に係る定率補助率13～20%の組合は1件当たり6,500円、同定率補助率22～32%の組合（全国土木建築国保組合を除く。）は1件当たり13,000円、全国土木建築国保組合は1件当たり8,000円を補助する。

※ 令和6年度以降については、次期常会提出予定の法案による制度改正で、後期高齢者医療制度による出産育児一時金への支援や後期高齢者と現役世代との負担割合の見直し（令和6年度から施行予定）を検討中。

厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係
TEL：03-3595-2565（内線3138）